

県政戦略会議の概要

- 1 開催日時：平成18年9月21日（木）13：00～15：15
- 2 開催場所：プレゼンテーションルーム
- 3 出席者：知事、副知事、出納長、各部局長等
- 4 欠席者：なし
- 5 議事概要：以下のとおり
（ 議題提出部局説明・回答、 意見・質問）

議題1：三重県河川整備戦略（案）について（県土整備部）

資料1に基づき説明

P14からの「整備規模」の欄で、暫定と将来があるが、その区分は何か。

河川整備を行う時は河川毎に整備目標を設定して進めるが、その目標どおり整備を行う場合を「将来」としている。一方、河川の整備には長期間かかるため、途中段階として河床を掘り残したりして整備し、段階的に整備水準を上げていく場合を「暫定」としている。

P13の表では、雲出川はハード検討河川になっているが、どの区間を対象としているのか。

直轄管理区間より上流の県管理区間を対象としており、改修事業を現在進めているのは下流部の直轄管理区間である。

P5では時間雨量60mm（東紀州は70mm）への対応を目指すとしているが、最近では100mm以上の雨も多いが大丈夫か。

各河川ともさらに安全度の高い将来計画は持っているが、当面の目標として時間雨量60mmを基準としている。

議題2：次期戦略計画について（政策部）

資料2に基づき説明

みえの舞台づくりプログラムの事業についても平成19年度当初予算要求を行っていくのか。

みえの舞台づくりプログラムの事業についても、県が行う事業分を予算要求していただく。他の主体の参画については、予算編成作業と平行して検討していただきたい。

予算調製方針、みえの舞台づくりプログラムの検討の進め方の両方について、整合が必要である。

中間案は、第二次戦略計画（仮称）について県民の皆さんにお示しする最後の段

階となる。最後の機会となる中間案公表までに、重点化施策も含めて、最大限議論していく必要がある。

議題3：「みえ経営改善プラン」（定員管理の適正化）の推進について（総務部）

資料3に基づき説明

資料3 - 2の非常勤嘱託員の新たな嘱託員制度の整備・導入とは、どういうイメージのものか。

再任用で職員を配置するのではなく、新しい制度を考える中で嘱託員を配置するというような検討をしたい。

18年度に大幅な組織改正を行ったが、組織改正の検証の結果で、どの程度まで削減を考えているのか、組織をどの程度再編するのか、見通しはどうか。

部局編成を変えるつもりはない。18年度の組織改正で手厚くしてあるものもあり、19年度4月で見直ししてもらう部分はあるが、大きなところでは、20年度以降にかかわるもので、秋以降の議論で進めたい。

これまでの議論で、国の定数純減は5.7%というが、純減は3.5%程度である。しかしながら、地財計画で5.7%の縛りの話もあり、本県としても取組を進める必要がある。また、業務の中には不法投棄などで大変な部局もあるので、全庁的な視点でカバーしてもらいたい。教育委員会や警察本部については、法令等の制約があるが、全体の定数削減という視点からさらなる努力をお願いしたい。

三重県の取組は甘いのか。もともとの取組も甘かったのなら削減を大きくやるのも仕方がないがどうか。

平成11年から22年までの取組を見ると、総数で8.1%減、全国では30位。一般行政部門では11.3%減、全国で38位となっている。がんばって削減してきたと思っているが、全国より削減率は低いという結果である。

削減しなければならないのはよくわかるが、職員を削減した後の県の姿、あるべき姿を明らかにする必要がある。職員のモチベーションを保ちながらやらないといけない。これから三重県が何を指すのか、外部委託、指定管理者制度、独法化などをどういうビジョン・戦略を持ってやるのか、どういうプロセスでやるのかが見えてこない。各部局で作業をなささいといっても、うまく行くようには思えない。例えば、独法化も、県庁としてどう考えていくのかの全体の考え方、ビジョンが必要で、そのための戦略を持たないといけない。組合とのこともある。大変なことをやるのだから、総務部のリーダーシップが不可欠であり、全体の考え方、ビジョンを共有して取り組むことが必要である。

基本的には、このスケジュールで作業をお願いすることとしたい。

今日の会議を受けてであるが、副部長会議で、各部局の副部長がそれぞれの課題に取り組む時に、総務部としての基本方針、基本的な考え方をこういう形で示してほしいという部分を具体的に話し合ってフィードバックしてほしい。各部局の求めるものは各課題で違ってくると思う。

事業の廃止・縮小と同時に、例えば、会計規則の見直しとか、契約事務の見直しとか、既存の制度を見直していかないとできないこともある。検討課題に入れてほしい。

議題4：平成19年度当初予算について（総務部）

資料4に基づき説明

歳出規模を5100億円としているが、幹線道路の整備など時期的に集中して取り組む課題があり、国の動向に沿って一律に削減した規模にするのはどうかと思う。

また、特別ルールへの位置づけが庁舎等の維持管理経費で大幅な削減が困難なものとされているが、道路施設等の維持管理経費も対象としてほしい。

各部にはそれぞれの優先事項があり、厳しい財政状況の中、選択と集中によりやりくりしていただいている。公共事業についても同様の対応をお願いしたい。

一般財源が厳しい中、これまで発行規模に制限を設けていた県債について、若干の緩和対応も検討している。

道路施設の維持管理については、これまでどおり公共事業のくくりの中で対応されたい。特別ルールへの枠組みを変えるには、各部のコンセンサスが必要であり難しい。

今回のポイントとしては、歳出規模を5100億円とした場合、包括配分財源は80%のシーリングが必要となってくるということか。

5100億円の上限額では、弾力的な対応ができない。

ここ2年ぐらいは、重点プログラム事業のほかに別途、弾力的に要求が可能な制度を設けていたが、19年度においては、新重点化施策の内容が確定していないため、それ以外の部分で要求枠を設定することが難しい。

また、公共事業については、一つの重点課題が達成されたとしても新たな要求が続きがちであり際限がない。

予算についてメリハリをつける必要もあるし、命の道としての位置づけもあるが、道路事業については、次から次へと要望が出てくるものである。

こうした要望については、公共事業関連部局の中で対応されたい。

これまでも公共部局の中で調整は行っている。そのあたりは十分認識願いたい。

平成16年度当初の重点プログラム事業構築の際に、継続事業で捻出した包括配分財源はどうなるのか。

16年度以降の各年度調整率を乗じた上で、部に返還する。

歳出規模の5100億円は増えないのか。

年末の地財折衝における交付税の動向についても予断を許さない状況であるので、5100億円の規模については、減ることはあっても増えることはない。

本案の正式な判断は、次回諮ることとする。

以上